

■チェック項目を参考にして、わが家のブロック塀を点検してみましょう。1つでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか。
▷塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
▷塀の厚さは10cm以上か。
※塀の高さが2m以上2.2m以下の場合は15cm以上。
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m以上の場合)
▷塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
▷コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か。
▷塀に傾きやひび割れがないか。
〈次の場合は、専門家に相談しましょう〉
- 6. 塀に鉄筋が入っているか。
▷塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で入れられており、縦鉄筋は壁頂部および基礎の横鉄筋に、横鉄筋は縦鉄筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
▷基礎の根入れ深さは30cm以上か。
※塀の高さが1.2m以上の場合。

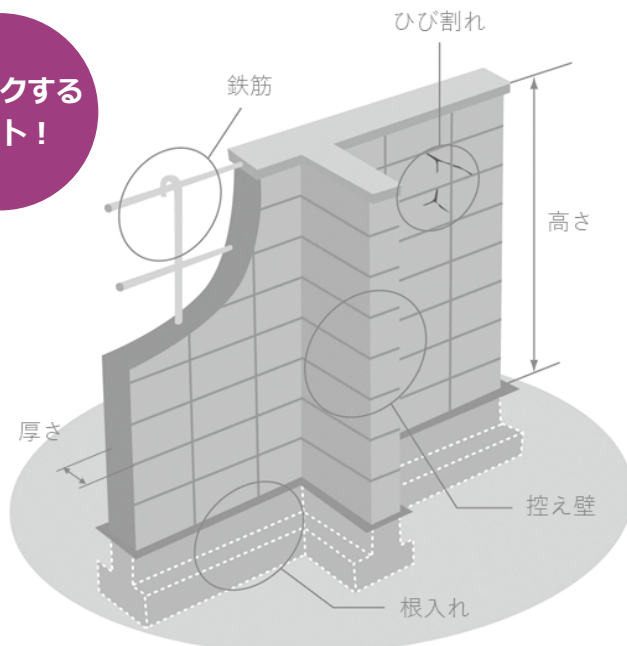
相談窓口 広島県東部建設事務所建築課
(☎084-921-1311)
問い合わせ先 市役所まちづくり課
(☎43-7156)

家のブロック塀は、大丈夫ですか？

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、学校のブロック塀が倒壊し、尊い命が犠牲になりました。

ブロック塀は、学校に限らず広く一般の建築物に使用されており、建築基準法で基準が定められ、安全確保が求められています。昭和56年5月以前の旧基準により造られたものは、基準に適合しない施工方法により造られたものなどは、地震時に倒壊し通行人に危害を及ぼしたり、避難や救急、消火活動に支障がでる可能性もあります。

チェックするポイント！



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013. 1より一部改

各負担割合の対象者

| 負担割合 | 対象 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3割 | 次の全てに該当する人 ▷本人の合計所得金額が220万円以上 ▷同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上 |
| 2割 | 3割に該当せず、次の全てに該当する人 ▷本人の合計所得金額が160万円以上 ▷同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上 |
| 1割 | 上記以外の人 |

問い合わせ先 長寿支援課
(☎40-0222)

8月から現役並み所得者は、介護保険負担割合を3割負担をお願いします

介護サービスを利用する際には、費用の一定の割合を利用者の人に負担していただいています。

この利用者負担の割合が改定になり、これまでの1割と2割とは別に、65歳以上の人で、現役並みの所得がある人には、費用の3割を負担していただくことになりました。

この介護保険負担割合証と介護保険被保険者証を、必ずサービス事業者や施設に提出してください。

要介護等認定を受けている人には、新しい介護保険負担割合証を郵送しています。介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときの利用者負担割合(1割・2割・3割)の証明になります。

介護保険負担割合証を、更新しました

介護保険の利用者負担割合が
改定になりました